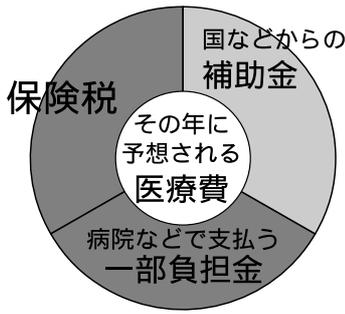


# 国民健康保険税について

国民健康保険は、病気やケガに備えて加入者のみなさんが保険税を出し合う相互扶助の制度です。保険税の納付にご協力をお願いします。

## 保険税の決め方

その年に必要となる医療費を予測し、そこから医療機関で支払う自己負担金と国などからの補助金を差し引いた分が保険税の総額となり、保険税は市区町村ごとの財政や所得などの状況に応じて計算され、一世帯ごとの保険税が決められます。



保険税を滞納すると次のような措置がとられます。  
①納付期限を過ぎると督促を受けたり、延滞金が加算される場

合があります。

②さらに滞納すると通常の保険証を返却し、有効期間の短い短期被保険者証(※1)が交付されます。

③納期限から1年が過ぎると保険証の代わりに、被保険者資格証明書(※2)が交付されるケースがあります。かかった医療費はいったん全額自己負担となります。

④納期限から1年半が過ぎると療養費・高額療養費・出産育児一時金・葬祭費などの国民健康保険の給付が全部、または一部差し止められます。

⑤それでも納めないでいると差し止められた保険給付から滞納している保険税にあてられることもあります。

※1 短期被保険証↓国民健康保険の給付を受けることはできませんが、期限切れごとに保険証の交付を役場窓口で受けられるようになります。

※2 被保険者資格証明書↓国民健康保険の被保険者の資格があることを証明するだけで、保険証のような効力はありません。

平成20年度の税率

医療分①	後期高齢者支援分②	介護分③ (40から64歳)
5.0%	2.0%	0.8%
30.0%	8.0%	7.0%
16,000円	4,000円	7,000円
20,000円	6,000円	6,000円
470,000円	120,000円	90,000円

平成21年度の税率

医療分①	後期高齢者支援分②	介護分③ (40から64歳)
7.8%	2.0%	1.3%
30.0%	8.0%	7.0%
20,000円 (1人当り)	5,000円	7,000円
20,000円 (1世帯当り)	6,000円	6,000円
470,000円	120,000円	100,000円

## 国民健康保険税の税率が変わります

町の国民健康保険財政は、加入者の高齢化や医療費の増加、後期高齢者医療制度創設による税の減収等から、財源不足となりその不足分を一般会計から補てんするなど、非常に厳しい状況が続いています。

こうした現状を踏まえ、国保事業の財政安定を図るため、また今後の医療費の動向などの影響を考慮し、平成21年度から国民健康保険税の税率を改正しました。みなさんのご理解・ご協力をお願いします。

## 国民健康保険税の計算方法

医療分①、後期高齢者支援分②及び介護分③を計算し、合計したものが世帯の1年間の保険税となります。1年間とは毎年4月から翌年3月までをい、年の途中で加入した場合は、その月数に応じて月割計算されます。

なお、医療分と後期高齢者支援分は加入者全員に、また、介護分は40歳から64歳までの加入者に課税されます。

## 便利な口座振替について

保険税の納付を口座振替にすると、納め忘れがなくなり、安心で便利です。

国民健康保険税	計算方法
所得割	世帯における加入者の前年の所得に応じて計算 (前年中の総所得金額－基礎控除33万円)
資産割	世帯における加入者の固定資産税額に応じて計算
均等割	世帯における加入者1人当たり計算
平等割	1世帯当たり計算

※介護分賦課限度額が10万円に改正されました(地方税法)